

四万十町条例第 11 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。）」を「限る。）又は介護施設」に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。